国公共済会

総合パンフレット

あなたも助けあいの輪の中に

2025年7月～

がん特約、介護特約 を新設予定

セット共済、団体生命共済などの加入者が特約契約できます。
申込、掛金など手続きは全てWEBから。
詳細は準備ができ次第ホームページでお知らせします。

国公共済会メインキャラクター：コッコくん

HPはこちら

2025年2月発行(A)

0120-88-9031
携帯からは 03-3580-2881
URL https://www.kyousai.jp/　E-mail info@k-kyosai.jp

みんなでつくるみんなの
国公共済会
日本国家公務員労働組合連合会共済会

国公共済会のココが

あなたも「小さな掛

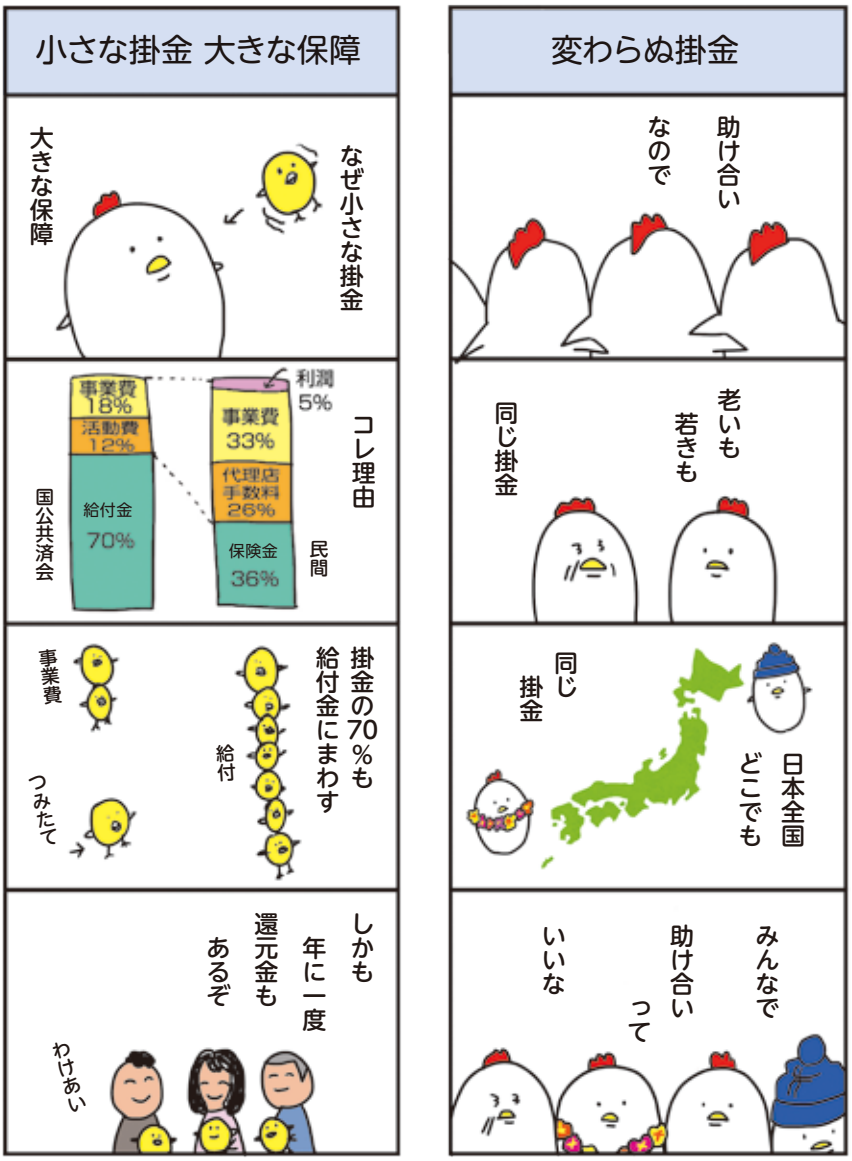

共済は「非営利」

民間保険会社は利潤を追求しますが、国公共済会は利潤を追求せず自主的に運営しています。「非営利」だから小さな掛金で大きな保障が実現できています。

変わらぬ掛金

民間保険は年齢でリスク計算しているため、年齢が上がるほど保険料は高くなります。国公共済会は、年齢が上がっても掛金が変わらず保障はそのままです。

非営利 組合員どうしの助けあい

小さな掛金で大きな安心

生命共済は月150円から30円単位、医療共済は100円単位で加入可能。
利潤を追求しない労働組合の共済＝組合員どうしの助けあいだからこそ、小さな掛金で大きな安心を組合員のみなさんへお届けできます。

自宅安静も給付対象

医療共済は入院しなくてもお支払い

病気やケガで連続10日以上の自宅安静をすると、1日目から休業加療給付があります。入院後の自宅療養期間はもちろん、入院せず自宅安静のみでも対象です。

魅力

組合員なら誰でも
加入できます

金・大きな保障」へ

全国一律の掛金

火災共済は国公労連の仲間のささえ愛

日本国家公務員労働組合連合会のスケールメリットで全国一律の掛金を実現。異動しても安心の掛金設定です。ぜひ一度見積もりを。

※民間保険は地域ごとの自然災害リスクに応じた掛金設定のため、居住地によって掛金が大幅に変わります。

年に一度の 還元金

2023年度は平均20%還元

毎年決算をして、剰余金は加入者へ還元金としてお戻しします。責任準備金を積み立てた後は、経費節減による剰余金も含め、すべて還元金に充てています。

例

セット7型 ＋ 医療16口
月掛金 2,400円加入
2023年度還元金 5,480円

火災共済　木造370口
月掛金 1,850円
2023年度還元金 10,800円

加入後は

1年ごとの更新なのでライフステージに応じて加入内容を見直せます。また、契約途中で病気になっても、引き続き同一保障で次年度以降も継続できます。

※シニア共済の加入要件詳細は、P.12参照。

充実の給付

医療共済の入院給付は入院1日目から対象、休業加療給付やケガ通院見舞金もあり、充実した給付内容です。
また退職後のシニア医療共済には、病気の通院給付もあり、年齢を重ねても安心の保障です。

ライフステージにあわせて国公共

どんな制度があるのかな？

組合加入で
ワンコイン共済を6ヶ月プレゼント。

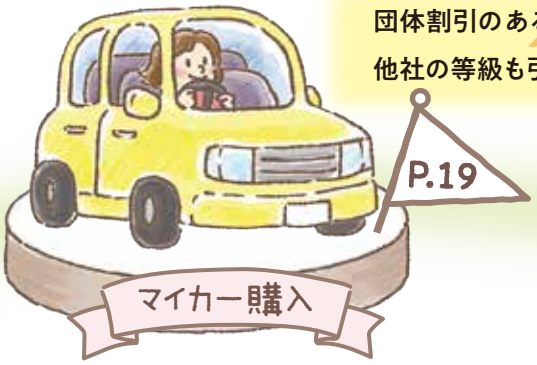

団体割引のある自動車
他社の等級も引き継げ

P.19

年金共済は
教育資金の積立てにも
利用できます。

家族が増えたら保障の見直し。
自分の保障は大きく、
子どもの病気やケガにも備えて。

個人賠償責任補償制度は
自治体が義務づける自転車保険にも対応。
1契約で家族全員が対象。

持家にも火災共済。
全国一律掛金で
地震や風水害に対するお見舞金が自動付帯。

退職後も国公共済会で安心。

済会の活用を!

共済。
ます。

大切なパートナー
の保障を追加。

1人暮らしの借家に火災共済。
大家さんへの保障＝借家人賠償も
ばっちり!

死亡保障を小さく、掛金も小さく。
差額は老後資金として年金共済で積立て。

入院だけでなく
通院も給付対象の
シニア共済へ。

火災共済と交通災害共済は
年齢制限なし。

目　次

国公共済会のココが魅力 …… 1

おすすめプラン …… 5
- 単身世帯
- 子育て世帯
- 退職後をみすえて

個人共済
- 生命基本、医療、交通災害 …… 7
- 生命特約、セット共済 …… 8

ワンコイン共済 …… 11

シニア共済 …… 12

火災共済
- 火災、風水害、地震 …… 13
- その他の給付 …… 14

その他の制度 …… 19
- 自動車共済
- 年金共済
- 個人賠償責任補償制度
- 加入者限定サービス

無料保険診断・火災共済見積
加入申込書 記入例 …… 21

加入申込書 …… 22

申込時の注意事項 …… 23

単身世帯

あなたの保障は
これでバッチリ!!

セット共済 加入例❶

セット7型+医療6口

制度名	口数	掛金月額
生命基本	10口	300円
医　療	10口	1,000円
交　通	1口	100円
掛金月額		1,400円

新入職員におすすめ

月々1,400円で広がる安心。
社会人として周りに心配をかけないように
最低限の保障を準備しましょう。
保障内容は年1回見直せるから、まずはこれでOK！

こんな給付があります

・死亡・障害（障害は最高額）交通事故400万円、事故200万円、一般100万円
・入院（日額）交通事故9,000円、事故6,000円、病気5,000円
・休業加療（日額）2,500円　・ケガ通院見舞金（定額）10,000円
・交通事故通院（日額）1,500円　・日帰り手術見舞金（定額）5,000円

セット共済 加入例❷

医療保障を充実させたい方におすすめ

セット7型+医療16口+交通1口

制度名	口数	掛金月額
生命基本	10口	300円
医　療	20口	2,000円
交　通	2口	200円
掛金月額		2,500円

単身世帯の死亡保障は少しで充分。
月2,500円の掛金で
入院日額10,000円、休業日額5,000円。
64歳まで同じ掛金だから、計画的に貯蓄もできます。

こんな給付があります

・死亡・障害（障害は最高額）交通事故600万円、事故200万円、一般100万円
・入院（日額）交通事故17,000円、事故11,000円、病気10,000円
・休業加療（日額）5,000円　・ケガ通院見舞金（定額）20,000円
・交通事故通院（日額）3,000円　・日帰り手術見舞金（定額）10,000円

火災共済 加入例❶

1人暮らしをはじめる方におすすめ

家財50口・借家人賠償責任共済（建物）50口加入

掛金月額　耐火構造250円／木造500円

1人暮らしでも衣服や家電製品などすべて揃えると高額に。
類焼や家主への補償など万一に備えて、
借家人賠償責任共済つきの火災共済を。

こんな給付があります

加害者になった場合

❶火事をおこし部屋を全焼　家主への損害賠償金 …… 最高500万円
❷火事で隣室も類焼　隣人への見舞金 …… 1世帯最高40万円
❸水漏れを起こし階下の住人に損害を与えた …… 1世帯最高15万円

被害者になった場合

❶火事にあい部屋が全焼 …… 家財500万円＋臨時費用75万円
❷落雷でパソコン、テレビが故障 …… 修理額
❸豪雨で床上浸水 …… 最高75万円
❹地震でマンションが全壊 …… 最高15万円

退職後

をみすえて
掛金負担を軽く

セット共済 加入例❹

子どもが独立したら

セット6型+医療16口　65歳まで

制度名	口数	掛金月額
生命基本	50口	1,500円
医　療	20口	2,000円
交　通	1口	100円
掛金月額		3,600円

こんな給付があります

・死亡・障害（障害は最高額）交通事故1,200万円、事故1,000万円、一般500万円
・入院（日額）交通事故18,000円、事故15,000円、病気10,000円
・休業加療（日額）5,000円　・ケガ通院見舞金（定額）20,000円
・交通事故通院（日額）1,500円

子どもが独立したら死亡保障の減額を検討しましょう。
一方、加齢リスクに備えて医療保障は充実を。
掛金が安くなった分は老後資金として確保できます。

子育て世帯

大きい保障で安心を

セット共済 加入例❸

家族を支える組合員におすすめ

制度名	口数	掛金月額
生命基本	200口	6,000円
医　療	20口	2,000円
交　通	2口	200円
掛金月額		8,200円

生命200口加入で働き盛りの大きな責任もしっかりカバー。
働けなくなったもしもの時（休業・後遺障害）も安心です。
お子さんの成長に合わせて、死亡保障を見直せます。

こんな給付があります

・死亡・障害（障害は最高額）交通事故4,400万円、事故4,000万円、一般2,000万円
・入院（日額）交通事故36,000円、事故30,000円、病気10,000円
・休業加療（日額）5,000円　・ケガ通院見舞金（定額）20,000円
・交通事故通院（日額）3,000円　・日帰り手術見舞金（定額）10,000円

さらに生命特約共済の追加加入で、プラス2,000万円まで死亡保障の上乗せが可能

P.8参照

火災共済 加入例❷

マイホームを購入したら

30坪（100㎡）・4人居住
建物210口・家財200口加入
掛金月額　耐火構造1,025円／木造2,050円

持家は建物のみ、家財のみでも加入できますが、
おすすめは建物と家財両方への加入です。
家財の加入で風水害や地震の給付額が増えます。
単身赴任先や、子どもの下宿先など、建物・家財それぞれ
3件まで加入できます。

こんな給付があります

❶火事で全焼 …… 最高4,100万円＋臨時費用200万円
❷火事で隣家も類焼　隣家への見舞金…… 1世帯最高40万円
❸落雷でパソコン、テレビが故障 …… 修理額
❹洪水で全壊 …… 最高300万円
❺地震で全壊 …… 最高255万円
❻凍結による水道管の破裂 …… 最高10万円

国公共済会の各制度は、退職後も継続加入できます。

退職後も掛金は上がらず64歳まで同額保障で更新できます。

退職後の所属は、
つぎの（A）（B）から各組合（各単位共済会）で選択します。

（A）単位共済会所属
現状通り掛金の収納、給付請求、継続手続を各単位共済会で行う方法

（B）退職者グループ所属（※異動要件有）
国公共済会直属の退職者グループへ所属異動し、異動後の各手続きをすべて加入者本人が国公共済会と直接行う方法

退職者グループへの異動要件

①定年退職者
②定年退職者以外の退職者で、異動する前日までに生命基本共済、団体生命共済もしくは医療共済の制度に切れ目なく10年間加入している方
③非常勤職員の退職者で、異動する前日までに生命基本共済、団体生命共済もしくは医療共済の制度に切れ目なく3年間加入している方

※組合がOBとして認めることが条件となります。
※加入期間には、ワンコイン共済プレゼント期間も含みます。

P.12

一定の条件で継続加入すると、65歳以降はシニア共済80歳まで保障

※詳細はシニア共済（P.12）をご確認ください。

個人共済

組み合わせ自由の3つの
いずれか1つの制度でも加入でき、セッ

❶ 生命基本共済 65歳まで

死亡した場合など万が一に備えて

加入は0歳以上65歳未満

掛金：1口月額30円（扶養している子は20円※1）

加入口数　5口～200口

3歳未満は30口が上限。61歳以上は60口が上限。
※51歳以上で新規加入した場合は100口が上限（再加入を含む）
※健康告知基準の第2.3.4号のいずれかに該当したことのある人で、加入資格が生じてから2年以内に契約する場合は50口が上限

加入できる人
健康告知基準に該当しない組合員本人、
配偶者および未婚の子（同一生計）
※1　扶養している①20歳未満の子②25歳未満の在学中の子は続柄「子供」で掛金は1口当たり20円。①②以外の子は続柄「他家族」で掛金は1口あたり30円。

給付種目	1口あたりの共済金
一般死亡	10万円
事故死亡	20万円
一般障害	10万円～2千円
事故障害	20万円～4千円
事故入院	日額100円（1日～180日）

事故死亡・事故障害は事故日から180日以内の給付事由に限ります。

❷ 医療共済 65歳まで

病気やケガによる入院などに備えて

加入は0歳以上65歳未満

掛金：1口月額100円

加入口数　1口～20口

3歳未満は2口が上限。

加入できる人
健康告知基準に該当しない組合員本人、配偶者および未婚の子（同一生計）

※2　非常勤職員等に適用される病気休暇制度が、正規職員の制度水準を下回るときは「有給の病気休暇制度なし」とみなし、連続5日以上で給付対象とします。

給付種目	給付事由	1口あたりの共済金
入　院	病気による1日以上の入院	日額500円（1日～180日）
	ケガによる1日以上の入院	
休業加療	医師の指示に基づく、入院を除く連続10日以上の「休業加療」 有給の病気休暇制度※2のない契約者本人（退職者を除く）は連続5日以上の「休業加療」	日額250円（1日～90日）
ケガ通院見舞金	交通事故以外の不慮の事故によるケガで入院及び休業加療給付に該当しない、5日以上の通院	日数に関わりなく定額1,000円
日帰り手術見舞金	交通事故以外の傷病による手術で、同一傷病による入院、休業加療、ケガ通院見舞金のいずれにも該当しない外来手術（抜歯等の歯科手術を除く）	定額500円

❸ 交通災害共済 年齢制限なし

交通事故時の自分の備えに

掛金：1口月額100円

加入口数　1口～5口

加入できる人
①組合員本人、配偶者
②組合員の子および親（養子・養親含む）
③上記以外で、組合員の2親等以内の血族（兄弟姉妹、祖父母、孫）もしくは1親等の姻族（配偶者の父母、配偶者の子、子の配偶者）で、生計または住居をともにしている人

給付種目	1口あたりの共済金
死　亡	200万円
障　害	200万円～8万円
入　院	日額3,000円（1日～180日）
通　院	日額1,500円（1日～180日）

交通事故の日から180日以内に発生した給付事由に限ります。

さらに死亡保障を厚くする

制度で、あなたにピッタリの保障を

ト共済に各制度の加入上限口数の範囲でプラスすることもできます。

生命特約共済

60歳まで

加入は60歳以下の組合員本人
（家族は対象外）

加入口数　50口・100口・150口・200口

加入できる人

健康告知基準に該当しない組合員本人で、次のいずれかの条件を満たす者
①生命基本共済に200口加入している者※
②51歳以上で生命基本共済に新規加入した者（再加入含む）で、生命基本共済に100口加入している者※
※生命基本共済の口数は、セット共済に含まれる口数と上積みした口数を合計した口数とする
※団体生命共済の加入口数は考慮しない

給付種目	給付事由	1口あたり共済金
一般死亡 高度障害	死亡、労基法施行規則別表第2の「身体障害等級表」第1級、第2級、第3級の2、3および4のいずれかに該当する身体障害	10万円

生命基本共済に保障をプラス

掛金月額

年齢群団別 男女同一	1口あたりの掛金額	50口 500万円給付	100口 1,000万円給付	150口 1,500万円給付	200口 2,000万円給付
30歳以下	10円	500円	1,000円	1,500円	2,000円
31歳以上 36歳未満	20円	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
36歳以上 41歳未満	30円	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円
41歳以上 46歳未満	35円	1,750円	3,500円	5,250円	7,000円
46歳以上 51歳未満	40円	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円
51歳以上 56歳未満	70円	3,500円	7,000円	10,500円	14,000円
56歳以上 60歳以下	80円	4,000円	8,000円	12,000円	16,000円

※年齢は、加入年度の属する7月1日の満年齢により判断します。
継続する時も、その年の7月1日の満年齢に基づき掛金を変更します。

セット共済

3つの制度をわかりやすく**組み合わせ**ました
保障内容・掛金は個別に加入した場合と同じです。

加入対象		本人・配偶者（65歳未満）・同一生計の未婚の子								扶養している同一生計の未婚の子で ❶20歳未満の子 ❷25歳未満の在学中の子		
		60歳以下					61歳以上65歳未満		本人のみ			
セット型		1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型	ワンコイン	A型	B型	C型
組み合わせた各制度の口数	❶生命	200口	160口	140口	110口	80口	50口	10口	5口	30口	10口	10口
	❷医療	10口	8口	5口	4口	4口	4口	4口	3口	2口	2口	1口
	❸交通	5口	4口	3口	3口	2口	1口	1口	0.5口	2口	2口	1口
月掛金（1人分）		7,500円	6,000円	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円	800円	500円	1,000円	600円	400円
入院	交通事故（日額）	40,000円	32,000円	25,500円	22,000円	16,000円	10,000円	6,000円	3,500円	10,000円	8,000円	4,500円
	不慮の事故（日額）	25,000円	20,000円	16,500円	13,000円	10,000円	7,000円	3,000円	2,000円	4,000円	2,000円	1,500円
	病　気（日額）	5,000円	4,000円	2,500円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	1,500円	1,000円	1,000円	500円
休業加療	病気・ケガ（日額）	2,500円	2,000円	1,250円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	750円	500円	500円	250円
通院・手術	交通事故（日額）	7,500円	6,000円	4,500円	4,500円	3,000円	1,500円	1,500円	750円	3,000円	3,000円	1,500円
	ケガ通院見舞金（定額）	10,000円	8,000円	5,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	3,000円	2,000円	2,000円	1,000円
	日帰り手術見舞金（定額）	5,000円	4,000円	2,500円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	1,500円	1,000円	1,000円	500円
死亡・障害 ※障害給付は最高額	交通事故	5,000万円	4,000万円	3,400万円	2,800万円	2,000万円	1,200万円	400万円	200万円	1,000万円	600万円	400万円
	不慮の事故	4,000万円	3,200万円	2,800万円	2,200万円	1,600万円	1,000万円	200万円	100万円	600万円	200万円	200万円
	一　般	2,000万円	1,600万円	1,400万円	1,100万円	800万円	500万円	100万円	50万円	300万円	100万円	100万円

セット（生命基本・医療）共済、ワンコイン共済、生命特約共済の加入にあたっては、必ず次ページの健康告知基準をご確認ください。

ご加入の前に、次の内容を必ずお読みください

健康告知基準

セット・生命（基本・特約）・医療・ワンコイン・シニア共済共通
該当する方は新規加入・増口できません。加入後「健康告知基準」に該当しても継続して加入できますが、口数は増やせません。

❶申込書記入日から最初の効力発生日までの間において、病気やケガ（軽い風邪や軽度のケガ、および四肢の骨折で治癒した場合を除く。以下同じ）のため、治療中の者および治療を必要と診断されている者。

❷病気やケガのため、申し込み日以前6カ月間に入院・休業・安静加療が連続して14日以上ある者。このいずれかが必要と診断されている者をふくむ。

❸病気やケガのため、申し込み日以前1年間に、連続して30日以上の休業もしくは安静加療をし、または開頭・開胸・開腹手術（虫垂炎除去を除く）を受けた者。

❹効力発生日以前1年間に、次の疾病により医師の治療を受けた者。治療が必要と診断されている者を含む。ただし、運営委員会が加入を承認した場合は、この限りでない。
①新生物（ガン、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病など）②心臓疾患③脳血管疾患（脳出血、脳血栓症、脳軟化など）④糖尿病（インシュリン、経口剤使用者）、肝臓病、膵臓病、腎臓病（腎炎、人工透析）、ネフローゼ⑤精神疾患（依存症、うつ病、強迫性障害、適応障害など）⑥骨髄および神経の疾患（骨髄炎、髄膜炎、脳性麻痺など）⑦血管および血液の疾患（血友病、エイズ、脾臓の疾患、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、高血圧症など）⑧その他これらに類する疾病など

❺妊娠中で帝王切開の既往症、または帝王切開の予定がある者。

注　意

※新生物で入院・手術を受けた後、新生物に対する一連の治療行為（直接・間接を問わず）として投薬などがあれば、健康告知基準に該当します。
※治療行為を伴わない検査通院や経過観察だけでも該当する場合があります。
※高血圧で投薬中の場合は、❶、❹ー⑦に該当します。
※加入できるか不明な方は、必ず国公共済会にお問い合せください。
※後日、健康告知基準に該当することが判明した場合、共済金が給付されない場合や、契約が無効となる場合があります。

1. 加入に関する注意点

①国公共済会の共済期間…毎年7月1日～翌年6月30日を一年度とします。
年度途中で加入できます。年度途中での解約・変更はできません。
②その他、P.23をご確認ください。

セット・生命基本・医療共済

①配偶者・子は、組合員本人の加入口数を超えて加入できません。
②健康告知基準に該当する方は新規加入・増口できません。健康告知基準を必ずお読みの上、該当しないときは「しない」に、該当するときは「する」に○をつけてください。

交通災害共済

配偶者・子およびその他家族は、組合員本人の加入口数を超えて加入できません。

ワンコイン共済

①加入対象は健康告知基準に該当しない組合員本人。
②セット・生命・医療・交通災害共済と重複加入はできません。
③組合員本人がワンコイン共済に加入の場合、家族はセット・生命・医療・交通災害共済に加入できません。家族の加入を希望する場合は、組合員本人はワンコイン共済以外に加入してください。

制度ごとの加入上限口数早見表

	組合員・配偶者		同一生計の未婚の子		
	61歳未満	61歳～65歳未満	0歳～3歳未満	3歳以上の子※	他家族※
生命基本共済	5口～200口 51歳以上で新規加入した場合は100口が上限（再加入を含む）	5口～60口	5口～30口	5口～200口	
生命特約共済	50口～200口 組合員のみ				
医療共済	1口～20口		1口～2口	1口～20口	
セット共済	1型～7型	6、7型	A、B、C型		1型～7型
交通災害共済	年齢制限なし・1口～5口				

※3歳以上の子とは、扶養する①20歳未満の子、②25歳未満の在学中の子をいい、①②以外の同一生計未婚の子は他家族とします。
※セット共済へ上積みできる口数は、セット共済に組み込まれている口数を各制度（生命基本・医療・交通災害共済）の上限口数から差し引いた範囲です。

2. 共済金の限度額（金額は1口あたり）

	一共済期間	加入を継続した場合
生命基本共済	●一般死亡・障害は10万円 ●事故死亡・障害は20万円を限度に入院給付金と併給入院は180日まで	●同一の傷害、病気での入院は、全加入期間を通算して900日まで ●同一の傷害、病気での休業加療は、全加入期間を通算して450日まで
医療共済	●9万円を限度に、入院180日、休業加療90日まで併給	
交通災害共済	●200万円を上限に、事故の日から180日以内の通院、入院、障害、死亡共済金を併給	

※すでに給付を受けていた場合は限度額の残額が上限となります。
※休業加療は、入院期間を除きます。

3. 障害等級の認定について

障害等級の認定は、国公共済会が担当医師からの障害診断書に基づき労働能力の喪失の程度を判断し、労働基準法施行規則別表第2の身体障害等級第1級から第14級までの身体障害に該当するか否かを審査します。
※生命特約共済は、高度障害（第1級・2級・3級の2、3、4号）のみが給付対象です。
※障害診断書は、国公共済会所定の書式を使用してください。

生命基本共済の事故障害

不慮の事故（交通事故）の場合は生命基本共済の事故障害の給付対象です。事故の日から180日以内に作成された医師の障害診断書に基づき国公共済会が認定します。給付は一般障害の倍額となります。180日を超えて治療を要する場合は、傷病が治癒したときに残存する身体障害について認定し、事故障害ではなく一般障害として給付します。

交通災害共済の障害

事故の日から180日以内に作成された医師の障害診断書に基づき国公共済会が認定し給付します。180日を超えて治療を要する場合は、傷病が治癒したときに残存する身体障害について認定し給付します。

4. 次の場合は共済契約が消滅します

①死亡したとき。②労働基準法施行規則別表第2の身体障害等級第1級・第2級・第3級2、3、4号の障害の認定を受けたとき。

5. 次の場合は共済金をお支払いできません

セット【生命(基本・特約)、医療、交通災害】共済

①健康告知基準に抵触するなど、加入資格がないのに加入していたとき。②請求者に共済金を受け取る資格がないとき。③共済掛金を、定められた日までに納入していないとき。④労働組合を脱退した日以降に給付事由が発生したとき。⑤給付請求に際し、提出書類や調査に対し正当な理由がないのにこれを拒否し、あるいは不実記載や変造したとき。⑥3年間、共済金の給付請求手続きを怠ったとき。⑦共済事由の発生が、契約者、被共済者、共済金受取人の故意または重大な過失(注)、あるいは犯罪行為によるとき。⑧共済事由の発生が、戦争その他の変乱によるとき。⑨頚部症候群や腰、背痛で他覚症状のないもの。

(注)重大な過失とは、「ほとんど故意に近似する注意欠如の状態」をいいます。

医療共済

①正常な妊娠・分娩、および産褥の合併症。ただし、健康保険から医療給付がある場合を除く。②先天性異常による疾患。③麻薬、覚醒剤、アルコールなどの依存(慢性中毒)症、それらを原因とする疾病。ただし、アルコール中毒による1回目の入院を除く。④精神障害や泥酔の状態を原因とする、事故。

交通災害共済

①専用軌道内や自動車専用道路へ立ち入り、あるいはその交通機関以外の方法で通行したとき。②共済金の取得を目的としたとき。③精神障害、泥酔の状態を原因とするとき。④麻薬、覚醒剤、アルコールなどの依存(慢性中毒)症を原因とする事故。⑤次の状況のもとで事故が発生したとき。●無免許、飲酒運転したとき、および同乗したとき ●最高速度違反、信号・踏切無視 ●ハイヤー、タクシーの運転をしていたとき ●退職者や家族が職業上の運転をしていたとき ●飛行機や船の乗務員である退職者・家族が勤務中のとき⑥交通災害による微傷が原因で丹毒、リンパ腺炎、破傷風などの創傷伝染病になったとき。⑦国外での事故。⑧すでに罹患していた障害、疾病、あるいは他人の暴行によるとき。⑨交通事故証明(または第三者の現認書、組合の代表の証明)がないとき。

セット共済、火災共済ともに給付請求の時効は事由(事故)発生から3年間です。早めにご請求ください。

6. 次の場合は共済金が制限されます

生命(基本・特約)共済(不慮の事故による場合は除く)

①新規加入契約の効力発生日から満1年以内に、自殺により死亡したとき、生命基本共済は死亡共済金の50%を給付、生命特約共済は不給付とする。②直接、間接を問わず、新規加入契約の効力発生日以前に罹患していた疾病、または受傷していた傷害を原因として死亡(重度障害)の給付事由が発生したときは、新規加入から60日以内は30%、61日から180日までは50%、181日から1年までは70%を給付する。

交通災害共済

①共済金を支払わない場合の「重大な過失」までには至らない程度の次のような過失による事故のときは50%を給付する。●歩行者が信号を無視して横断したとき ●無灯火で車を運転したとき ●追い越し禁止違反したとき ●バイクで定員外乗車したときなど②交通災害が発生した日から30日以内に「災害発生の届け」のない場合は20%以内を削減する。

7. 次の事故は「不慮の事故」とはしません

①無免許または飲酒(酒気帯び)運転による事故。②精神障害、泥酔による事故。③自動車や自転車での踏切・警報・信号無視による事故、走行中の交通機関への飛び乗り、飛び降りによる事故。④遊泳禁止の看板があるのに泳ぐなど、日常的な注意を漫然と看過するなどして発生した事故。⑤山岳登はん、リュージュ、ハンググライダー、スカイダイビングなど危険度の高い運動による事故。⑥直接・間接を問わず、地震、津波、噴火その他これらに類似する天災を原因とする事故。

この他に、不給付となる場合がありますので、詳しくは国公共済会規約・規程集をお読みください。国公共済会規約・規程集は組合に備えてあります。

8. 用語の定義

用語の定義は、次のとおりとする。

1. 死亡とは、病死、自然死およびその他の原因による死亡をいう。
2. 不慮の事故とは「急激かつ偶然な外因による事故」で、次のものをいう。なお、この基準は、厚生労働省大臣官房統計情報部編の疾病・傷害および死因分類提要による。
   (1)交通機関の事故および自動車非交通事故(2)医薬品、生物学的製剤およびその他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の事故(3)外科的および内科的診療上の患者事故(4)患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの(5)不慮の墜落(6)火災および火炎、自然および環境要因、溺水、窒息および異物による不慮の事故、あるいはその他の不慮の事故(7)医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用(8)他殺および他人の加害による損傷(9)法的介入(10)感染症法の第6条2項、3項および4項に該当するもの(感染症法の1類、2類、3類感染症)
3. 身体障害とは、この会が労働能力の喪失の程度を判断し、労働基準法施行規則別表第2の身体障害等級表の第1級から第14級のいずれかの等級と同程度の身体障害であると認定した障害をいう。
4. 入院とは、医師の治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において、1日以上治療に専念することをいう。また、感染症等の罹患による保健所の指導により、自治体指定のホテル及び自宅療養も入院として取り扱う。なお、その確認は入院期間が記載された診断書・領収書及び証明書で行う。
5. 休業加療とは、医師の指示に基づき、休業して治療に専念することをいう。
6. 通院とは、病院または診療所に通い、治療することをいう。
7. 病院または診療所とは、医療法第1条の5(病院・診療所)に定める病院または診療所をいう。
8. 山岳登はんとは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する岩登り、沢登り、積雪期登山等、特殊な技術と経験を必要とする登山(客観的にみて使用するべき場合も含む)をいう。

9-1交通災害とは、次のいずれかに該当するものをいう。
(1)運行中の交通乗用具に搭乗中の不慮の事故(2)運行中の交通乗用具に搭乗していない者が被った、運行中の交通乗用具(積載物含む)との衝突・接触等による不慮の事故、または、運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等による不慮の事故

9-2次の各号に該当するものは交通災害とみなす。
(1)職域内において交通乗用具の交通によって発生した事故(2)交通乗用具の乗降場構内(改札口の内側を、航空機においては乗降客のみが通行できる出入り口の内側をいう)で、乗客(入場客を含む)として被った事故(3)道路上への建造物・工作物等の倒壊、または建造物・工作物等からのものの落下による道路通行中の者が被った不慮の事故(4)崖崩れ、土砂崩れまたは岩石の落下による、道路通行中の者が被った不慮の事故(5)火災・破裂または爆発による、道路通行中の者が被った不慮の事故

10-1交通乗用具とは、次のものをいう。
(1)電車、気動車、モノレール、ケーブルカー(ロープウェイを含む)、リフト(人員輸送用のもの)、エレベーターおよびエスカレーター(動く歩道を含む)(2)自動車、原動機付自転車(特定小型原動機付自転車を含む)、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、ソリ(雪や氷の上を馬などに引かせ荷物や人を運ぶもの)、スノーモービル、電動カートおよびトロリーバス、車いす。ただし、遊戯目的で供されるものを除く(3)航空機、船舶(渡し舟・ヨット・モーターボート・ボートを含み、海水浴の浮き袋に類するゴムボートを除く)

10-2農耕用トラクター、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサー、ロードローラーなどの工作用自動車は、作業機械として使用されているときは交通乗用具とみなさない。

ワンコイン共済

65歳まで

非常勤・青年のみなさんに

毎月たった500円の掛金でこんなに充実！

ワンコイン共済は

①生命基本共済　5口（150円）
②医療共済　3口（300円）
③交通災害共済　0.5口（50円）

を組み合わせた制度です。

組合新規加入の方にはもれなくワンコイン共済プレゼント！！（6ヵ月間）
組合加入時に健康告知基準に該当する方は、交通災害共済の給付のみプレゼントします。

●死亡・障害給付

※障害は最高額

交通事故
交通事故による死亡・障害　**200万円**

不慮の事故
不慮の事故による死亡・障害　**100万円**

一般
病気などによる死亡・障害　**50万円**

●入院給付

交通事故
交通事故による1日以上の入院　日額**3,500円**

不慮の事故
不慮の事故による1日以上の入院　日額**2,000円**

病気
病気などによる1日以上の入院　日額**1,500円**

●通院・手術

交通事故
交通事故による１日以上の通院　日額**750円**

ケガ通院見舞金
交通事故以外の不慮の事故によるケガで入院・休業加療給付に該当しない5日以上の通院　定額**3,000円**

日帰り手術見舞金
交通事故以外の傷病による手術で、同一傷病による入院、休業加療、ケガ通院見舞金のいずれにも該当しない外来手術（抜歯等の歯科手術を除く）　定額**1,500円**

●休業加療

病気・ケガ　日額**750円**
医師の指示に基づく、入院を除く連続10日以上の「休業加療」
有給の病気休暇制度※のない契約者本人（退職者を除く）は連続5日以上

※非常勤職員等に適用される病気休暇制度が、正規職員の制度水準を下回るときは「有給の病気休暇制度なし」とみなし、連続5日以上で給付対象とします。

契約に関する決まりごと

共済期間 ‥‥ 毎年7月１日より翌年6月30日
毎月加入可（毎月25日受付締切り、翌月１日加入）
※年度途中での解約変更はできません。

掛　　金 ‥‥ 月額500円
加入資格 ‥‥ P.9の健康告知基準に該当しない65歳未満の国公労連の組合員

※ワンコイン共済は、他のセット・生命基本・医療・交通災害共済と重複加入はできません。（ワンコイン共済プレゼント加入を除く）※組合員本人がワンコイン共済に加入の場合、家族はセット・生命基本・医療・交通災害共済に加入できません。

メッセージ　ささえ愛

以前は民間の生命保険に加入していました。民間は年齢を重ねる毎に掛金が上がり、全く給付金を受けることがありませんでした。国公共済会に加入して15年、年齢に関係なく一律掛金、しかも小さな掛金で大きな保障をしてもらえます。今まで2回給付をいただきましたが、提出資料も簡易で、給付もスムーズで本当にいい制度です。保険の更新時などは、ぜひ国公共済会をご検討してみてください。

国交労組中国運輸支部　K・Yさん

加入内容と給付額

セット2型 ＋ 医療共済10口
月7,000円 加入
（1回目）事故入院67日　1,675,000円
（2回目）病気入院15日　135,000円

同居家族が自転車で乗用車と接触し、1週間の入院。相手の損保会社との対応に時間・手間を費やしたのに比べ、国公共済会は申請も簡単、かつ速やかに給付してもらえました。また、個人賠償責任補償制度にも加入していたため、自己負担となった相手車の補償も対応してもらい、安心して治療に専念することができました。「小さな掛金、大きな保障」を実感しました。

全司法　K・Nさん

加入内容と給付額

❶交通災害共済　1口　月100円加入
交通事故入院　8日　24,000円
交通事故通院　1日　1,500円
❷個人賠償責任補償制度
家族で年　2,640円加入
相手車の修理費用　110,000円

無収入期間を乗り切れました

退職後の無収入の期間に、ケガをして手術をすることになりました。多額の費用がかかりましたが、国公共済会の入院給付金により何の支障もなく乗り切ることができました。迅速な対応についても感謝しています。

国交労組OB　Y・Mさん

水道管の破損が火災共済の給付対象に

水道管が凍結・破裂して国公共済会から給付をいただきました。今回のケースが給付対象となることを知らなかったので、制度についてしっかり確認しておくことが大事であると改めて思いました。

全法務OB　A・Yさん

シニア共済 80歳まで 退職後の安心のために

セット共済（生命・医療）は65歳まで、65歳になったらシニア共済へ

満60歳以上66歳未満のOB組合員と配偶者が対象。80歳まで継続できます。

シニア医療共済

加入口数 1~2口

掛金(1口あたり)　加入は66歳未満

月払 **2,000円**　年払 **24,000円**

入院　日額 **3,000円**（1日目から90日まで）

通院　日額 **1,200円**（1日目から45日まで）

通院給付は歯科通院を除きます。また、新規加入から1年間は、入院後の通院と不慮の事故による通院に限ります。

死亡　**1万円**

シニア生命特約

シニア医療共済に加入すれば「特約」できます

加入口数 1~4口

掛金(1口あたり)　加入は66歳未満

月払 **1,750円**　年払 **21,000円**

死亡　**50万円**

高度障害　**50万円**

身体障害等級1、2級または3級の2・3・4号

新規加入の条件

①健康告知基準に該当しない方

（1）60歳以上66歳未満のOB組合員で、シニア共済契約日の直近3年以上継続して、セット共済（生命基本共済、医療共済、交通災害共済）、団体生命共済または火災共済のいずれかの制度に加入している者。

（2）65歳の現職の組合員で、6月末日まで3年以上継続してセット共済（生命基本共済、医療共済、交通災害共済）、団体生命共済または火災共済のいずれかに加入している者。ただし、申込ができるのは65歳の7月加入のみです。

（3）シニア共済に加入しているOB組合員の配偶者で66歳未満の者

※配偶者の加入口数は、OB組合員と同口数までです。

※年上の配偶者について、生命基本共済、団体生命共済、医療共済のいずれかに加入しているOB組合員（組合員を含む）の配偶者で65歳の方のみシニア共済に単独加入できます。

②健康告知基準に該当する方

健康告知基準に該当していてもシニア医療共済は1口、シニア生命特約は2口まで「口数の制限加入」ができます。但し、シニア共済加入日（効力発生月初日）前日まで、生命基本共済・医療共済・団体生命共済のいずれかの制度に5年以上切れ目なく継続加入していた者に限ります。1日でも間が空くと加入できなくなるのでご注意ください。

加入手続きの期限

①健康告知基準に該当しない者は、初回効力発生日の前月25日（国公共済会必着）までで、初回効力発生日現在66歳未満であること。

②健康告知基準に該当する者（口数の制限加入の者）は、初回効力発生日現在66歳未満かつ生命基本共済・医療共済・団体生命共済の効力が有効な年度（7月1日から翌年6月30日）の6月25日（国公共済会必着）です。

加入手続きの方法

組合または国公共済会からシニア共済リーフレットを取り寄せて必要事項を記入・押印した「シニア共済加入申込書」を国公共済会へ送付してください。

必要保障額を知りたい

保険料を安くしたい

P.21

＼加入に迷ったときは、／

無料保険診断、無料見積りをご利用ください。

診断・見積り完了後に、結果をメールでお知らせします。

あなたにぴったりのセット共済が簡単にわかるチャート表はこちら

火災共済 住まいのリスクに

年齢制限なし

火災共済の建物や家財に加入すると
火災、風水害、地震、その他の給付がついています

戸建て、持ち
宿舎も官
賃貸マンショ

火災などのとき 建物の保障 家財の保障

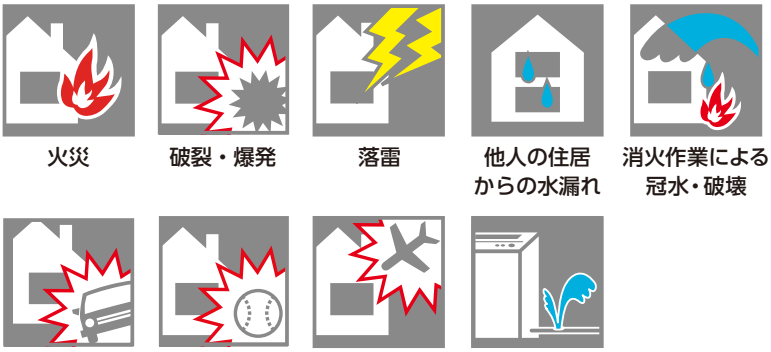

火災 / 破裂・爆発 / 落雷 / 他人の住居からの水漏れ / 消火作業による冠水・破壊

第三者の車両の飛び込み / 突発的な第三者の加害行為 ＊損害額5万円以上 / 建物外部からの物体の落下・飛来 ＊第三者による人為的な場合 / 給排水設備の不測かつ突発的な事故による水濡れ損害

火災等共済金

給付区分	焼破損割合	お支 共済金
全焼損	70%以上	契約共済金の金額（1口 10万円）
部分焼損	70%未満	契約共済金額の70%を上限として、契約共済金額に焼率を乗じた金額か実損額のいずれか多い方

風水害などのとき 建物の保障

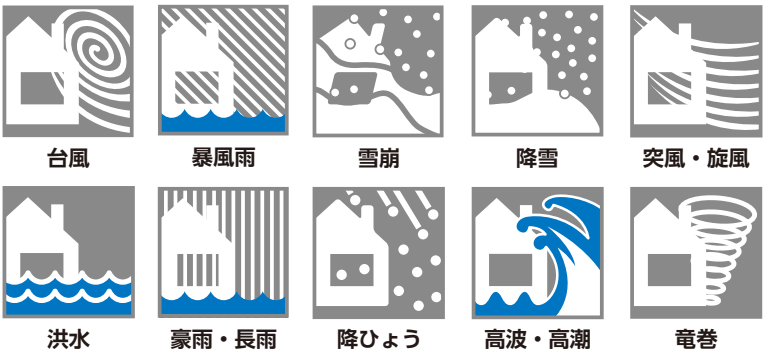

台風 / 暴風雨 / 雪崩 / 降雪 / 突風・旋風

洪水 / 豪雨・長雨 / 降ひょう / 高波・高潮 / 竜巻

※最高限度額の（　　）内の金額は建物または家財のみ加入の場合です。
※自治体発行の罹災証明書の損害区分と風水害等共済金の給付区分は異なります。
※一部壊とは、建物の損害割合が建物再調達価額の20%に満たない10万円をこえる損害をいいます。
※給付区分を決定する建物の損害割合は、再調達価額（建物の居住面積から計算した加入限度額）に対する損害割合（査定金額）で求めます。
※借家は建物契約があっても家財のみ加入として扱います。

風水害等共済金

給付区分	建物の損害割合		1口あたりの共済金
全壊・流出	建物再調達価額の70%以上		30,000円
半壊	建物再調達価額の20%以上		15,000円
一部壊 ※1	損害額100万円以上		4,000円
	損害額50万円以上100万円未満		2,000円
	損害額20万円以上50万円未満		1,000円
	損害額10万円以上20万円未満		500円
床上浸水	全床面の50%以上の浸水	床面150cm以上	15,000円
		床面100～150cm未満	10,000円
		床面70～100cm未満	7,000円
		床面40～70cm未満	5,000円
		床面40cm未満	3,000円
	全床面50%未満の浸水	100cm以上	3,000円
		100cm未満	1,000円

※共済金の15%を臨時費用として給付します。
※1　建物の損害が5千円以上10万円未満の場合は、P.18の風水害見舞金

地震などのとき 建物の保障

地震による損壊 / 地震による火災 / 津波による損壊 / 噴火による火災 / 噴火による損壊

※（1）全壊とは、罹災証明書の全壊をいう。
（2）半壊とは、罹災証明書の大規模半壊・中規模半壊・半壊をいう。
（3）一部壊とは、罹災証明書の準半壊・一部損壊をいう。
※借家は建物契約があっても家財のみ加入として扱います。

地震見舞金

建物の損害区分	1口あたり見舞金	最高限度額
全　壊	100口まで 10,000円 101口以上 5,000円	300万円
半　壊	100口まで 5,000円 101口以上 2,500円	175万円
一部壊	1,000円	60万円

家も
舎も
ンも

払額
臨時費用
最高 200万円を限度に 共済金の15%

	最高限度額 単位・万円
	300（150）
	150（ 75）
	40（ 20）
	20（ 10）
	10（ 5）
	5（ 2.5）
	150（ 75）
	100（ 50）
	70（ 35）
	50（ 25）
	30（ 15）
	30（ 15）
	10（ 5）

を給付します。

※空家・貸家は対象外です。

	家財のみ加入の見舞金額
	一律 15万円
	一律 7.5万円
	一律 3万円

その他の給付

給付種目・給付条件	1事故の支払限度額	備　考
失火見舞費用共済金 契約者の住宅から発生した火災、破裂、爆発で、第三者の建物または家財に損害（臭気付着は除く）が生じ、自己の費用で見舞金等を支払ったときの見舞金額。	100万円または契約共済金額の20%（ただし1世帯あたり40万円を限度）のいずれか少ない額。	建物 家財どちらかの加入があれば対象。
漏水見舞費用共済金 契約者の住宅から発生した事故（火災、破裂、爆発を除く）を原因として、第三者の建物または家財に水濡れ損害が生じ、自己の費用で見舞金等を支払ったときの見舞金額。	50万円または契約共済金額の20%（ただし1世帯あたり15万円を限度）のいずれか少ない額。	建物 家財どちらかの加入があれば対象。
修理費用共済金 借家に住む契約者が、火災等または風水害等による専有部分の損害を賃貸契約書に基づき自己の費用で修理をしたときの修理額。	100万円または契約共済金額の20%のいずれか少ない額。	借家のみ対象。
水道管等凍結費用共済金 凍結による水道管（給湯器等含む）の破裂によって当該機器のみに損害が生じたときの修理額。建物20口以上に加入していることが条件。※1	10万円。	自家の 建物 加入が対象。 ※2
持ち出し家財共済金 旅行などで契約者宅から一時的に持ち出した家財（運輸輸送業者等に預けている間は除く）が、日本国内の他の建物内（アーケード、地下街等もっぱら通路に利用されている建物を除く）で火災等により損害を受けたとき。※3	100万円または家財の契約共済金額の20%いずれか少ない額。	家財 加入のとき対象。
住宅災害死亡見舞金 共済の目的である住宅の災害（火災・風水害・地震等）にともない、組合員または同一生計の親族が死亡したとき、一人あたり3万円の見舞金。		建物 家財どちらかの加入があれば対象。
借家人賠償責任共済 組合員や親族の居住する借家が、被共済契約者（同一生計の親族含む）の過失による火災等で、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合。それ以外の理由ではお支払いできません。	建物 1口あたり10万円を限度に損害賠償金の額。	借家の 建物 加入が対象。 ※詳細は次ページを参照

※1 凍結を原因として水漏れがおき、壁や床などに水濡れ損害が生じたときは、水道管等の修理も含め「火災等共済金」の給付基準に基づき給付します。
※2 借家は対象外です。
※3 持ち出し家財共済金の額は、共済の目的が火災等によって生じた損害の額の、共済の目的の価額に対する割合を、契約共済金額に乗じて得た額に相当する額とします。

建物とは

屋根・外壁・玄関・雨樋などの主要部が建物となります。母屋以外のカーポートや倉庫や塀などは付属建物として建物扱いです。また、畳・建具など建築時に建物と一体で作られ設置されたものは建物扱いとします。

例 造り付けのシステムキッチン、絨毯で敷き詰め工事をしたもの、屋根一体型の太陽光パネルなど

家財とは

個人が日常の家庭生活用具として所有している家具、耐久消費財、電化製品、什器、衣類、身回り品、寝具類、米・醤油などの食料品、燃料、その他家庭生活に必要な一切の物品をいいます。また、建築後に設置し取外しが容易に可能なものは家財扱いです。

例 給湯器や屋外テレビアンテナ、フローリングの上に敷いた絨毯、屋根の上に取り付けた太陽熱温水器や太陽光パネルなど

充実の給付

（建物300口、家財160口加入している場合）

①建物・家財が全焼
（火災などのとき）
4,800万円 の給付
建物300口＋家財160口＝460口
460口×10万円＝4,600万円
臨時費用200万円

②台風で屋根に50万円の損害
（風水害などのとき）
23万円 の給付
一部壊の損害額
50万円以上100万円未満に該当
100口×2,000円＝20万円
臨時費用3万円

③地震で建物に一部壊の損害
（地震などのとき）
46万円 の給付
一部壊の損害額
建物300口＋家財160口＝460口
460口×1,000円＝46万円

火災共済

全国どこでも一律の掛金です！

建物の加入基準

最高限度400口、最低加入口数10口

建物加入基準（1坪＝3.3㎡）		
構　造	木　造	耐火構造（鉄筋）
加入限度口数	7口	8口

家財の加入基準

最高限度200口、最低加入口数10口

家財加入基準				
世帯人数	1人	2人	3人	4人以上
加入限度口数	100口	130口	160口	200口

掛金と給付金額（1口あたり）

建物・家財ともに同額です。

住宅の構造	掛金（1口あたり）	給付金額
木　造	年額60円・月額5円	最高10万円
耐火構造（鉄筋）	年額30円・月額2.5円	

※耐火構造の加入は、建物も家財も限度口数の範囲で偶数にしてください。
※一棟（ひとつの建物）ごとに加入してください。
※夫婦で組合員の場合は、どちらか一方での加入となります。

※建物・家財とも、できるだけ加入基準で計算した限度額一杯に加入してください。焼破損割合が70%未満（部分焼損）のとき、給付金は加入口数の70%が上限となります。限度額を下回って加入すると、記載通りの十分な給付が受けられないことがあります。

あなたの加入できる保障額と掛金を計算してみてください

建物

□坪（四捨五入して整数）× 木造7口 / 耐火8口 ＝ □□□（Ⓐ）口（上限400口）

（□（延床面積）㎡ ÷3.3）

□□□0（Ⓐ）万円保障

家財

1人	2人	3人	4人以上
100口	130口	160口	200口

（世帯人数ごとの上限）＝ □□□（Ⓑ）口（上限200口）

□□□0（Ⓑ）万円保障

掛金

（建物 □口（Ⓐが上限）＋ 家財 □口（Ⓑが上限））

⇓

合計 □口 × 1口あたり 木造（月額5円 年額60円） 耐火（月額2.5円 年額30円） ＝ □円

借家の場合

公務員宿舎・寮・民間アパートなど、住宅を借りている

組合員、配偶者、親族が居住している借家内の**家財を契約**できます。
また、**借家人賠償責任共済**の加入を希望する場合は、

1. まず家財に加入する。
2. つぎに建物の加入基準に基づき、借家の居住面積（坪数）に応じて建物の契約をすることで、借家人賠償責任共済に加入できます。

※風水害や地震の給付は、家財のみ加入として扱います。

どんなときに「借家人賠償責任共済」が必要になるの？

民間の賃貸契約の場合は、借家人の過失（重過失・軽過失を問わず）による火災で借家が燃えてしまい、賃貸契約にある部屋を返す約束を履行できなくなり家主から賠償を求められた時に、「借家人賠償責任共済」の給付対象になります。
公務員宿舎の場合も、借家人賠償責任共済に加入できます。なお、国から賠償を求められる可能性はあるものの、重大な過失があった場合に限られますので、民間の賃貸契約よりもリスクは低くなります。

例 **借家20坪、建物140口、家財100口に加入の場合**
借家人賠償責任共済140口、家財100口に加入、となります。
借家人賠償責任共済は建物1口あたり10万円（この例では1,400万円）が補償上限額となります。

加入できる住宅

自家または貸家の場合

●組合員本人が居住する物件（組合員本人が単身赴任している場合は、配偶者の居住する物件でも可）を、必ず加入してください。空家・貸家・セカンドハウス1件のみの加入はできません。
●建物、家財、それぞれ3件まで加入できます。

自家または貸家の場合

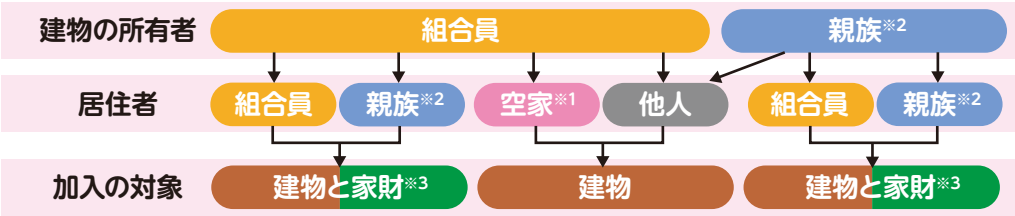

※1 やむをえない事情で一時的に空家となっている建物は加入できますが、国公共済会の承認が必要です。P.17参照
※2 親族とは、組合員と同一生計の親族（配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹）のことです。
※3 持家の場合、建物または家財だけでも加入できます。ただし、風水害の給付限度が半額（最高50口）になります。

木造と耐火構造の区別

「耐火構造の建物」とは、次の❶と❷の条件を満たすものをいいます。

❶建物の主要構造部のうち、柱・はり・床がコンクリート造り、または鉄骨（重量鉄骨に限る）を耐火被覆※1したもので組み立てられ、屋根・小屋組が不燃材料※2で造られているもの
❷外壁のすべてが下記のいずれかに該当する建物
①コンクリート造り（厚さ75mm以上のALCパネルを含む）②コンクリートブロック造り③煉瓦造り④石造り⑤土蔵造り

※1 耐火被覆
下記の不燃材料によるもの
①モルタル②パーライト③吹き付け石綿 ④プレキャスト・コンクリート

※2 不燃材料
①コンクリート②煉瓦③瓦④石綿スレート⑤鉄鋼⑥アルミニウム⑦ガラス⑧モルタル⑨しっくい

●上記「耐火構造の建物」以外の建物は、全て木造とします。
●一棟の建物で「木造と耐火構造の混合住宅」は、耐火構造の部分も含めて「木造」扱いとします。
●軽量鉄骨は木造扱いです。

建物・家財の保障額と掛金額の早見表

※住宅の坪数・家族人数に対応する金額をご参照ください。
※借家・マンションは専有部の坪数でご参照ください。
※実際は1坪ごとに計算できます。（1坪＝3.3㎡）

木造			建物の居住面積の坪数	耐火構造（鉄筋）		
建物の保障額	建物の掛金額 月額	建物の掛金額 年額		建物の保障額	建物の掛金額 月額	建物の掛金額 年額
70万円	35円	420円	1坪あたり	80万円	20円	240円
350万円	175円	2,100円	5坪	400万円	100円	1,200円
700	350	4,200	10	800	200	2,400
1,050	525	6,300	15	1,200	300	3,600
1,400	700	8,400	20	1,600	400	4,800
1,750	875	10,500	25	2,000	500	6,000
2,100万円	1,050円	12,600円	30坪	2,400万円	600円	7,200円
2,450	1,225	14,700	35	2,800	700	8,400
2,800	1,400	16,800	40	3,200	800	9,600
3,150	1,575	18,900	45	3,600	900	10,800
3,500	1,750	21,000	50	4,000	1,000	12,000
3,850万円	1,925円	23,100円	55坪	4,000万円	1,000円	12,000円
4,000	2,000	24,000	58坪以上	4,000	1,000	12,000

木造			家族人数	耐火構造（鉄筋）		
家財の保障額	家財の掛金額 月額	家財の掛金額 年額		家財の保障額	家財の掛金額 月額	家財の掛金額 年額
1,000万円	500円	6,000円	1人(100口)	1,000万円	250円	3,000円
1,300万円	650円	7,800円	2人(130口)	1,300万円	325円	3,900円
1,600万円	800円	9,600円	3人(160口)	1,600万円	400円	4,800円
2,000万円	1,000円	12,000円	4人以上(200口)	2,000万円	500円	6,000円

ご加入の前に、次の内容を必ずお読みください

1. 加入に関する注意点

●サービス期間…申込書を国公共済会が受け付けた日の翌日午前0時から月末まで掛金不要で保障します（毎月26日～月末までの受け付けは、翌月2日午前0時から月末まで掛金不要で保障）。

1月25日に国公共済会へ届いた場合　【1月25日受付・2 月1日加入の例】

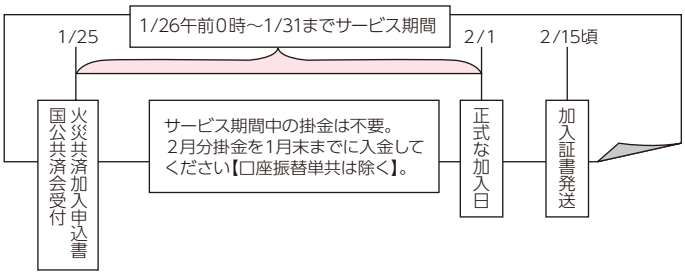

1月28日に国公共済会へ届いた場合　【1月28日受付・3 月1日加入の例】

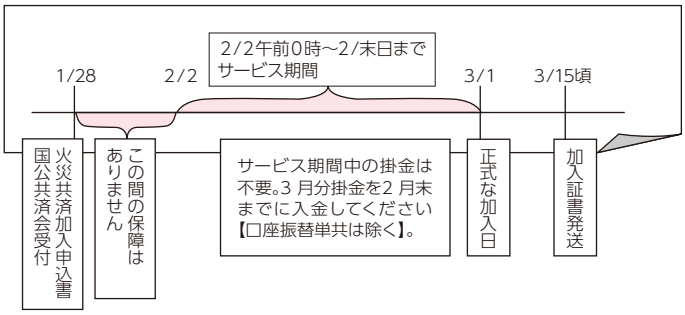

●火災共済は年齢に関係なく加入継続できます。
●加入するときは、P.21,23をご確認ください。

転居、解約などのときは

●所定の書類（異動届、変更届、解約届等）を所属組合に提出してください。
●毎月25日国公共済会必着で翌月変更または当月末解約です。
●変更、解約等で生じた掛金の差額は、月割で返金（集金）します。

2. 加入できる住宅・家財

組合員本人が居住する物件（単身赴任中は配偶者の居住する物件でも可）を必ず加入してください。空家・貸家・セカンドハウス1件のみの加入はできません。
建物・家財それぞれ3件まで加入できます。

自家または貸家の場合

①組合員もしくは組合員と同一生計の親族が所有し、かつ、居住するか第三者に居住目的に貸している建物。ただし、業として貸している建物を除く(※1)。
②組合員もしくは組合員と同一生計の親族が居住している建物に収容されている家財。
③組合員もしくは組合員と同一生計の親族が賃借契約を結んで居住する建物の戸室部分（その戸室に収容される家財の加入が条件）。
④建築中の建前完了後の①に該当する物件。
⑤組合員が所有する建物で、あらかじめ国公共済会に承認を受けている空家とその空家に収容されている家財(※2)。
⑥併用住宅の居住専用部分。

（※1、※2共通）貸家および空家の加入は3年間までとする。ただし、組合員が66歳未満までは転勤等を考慮し、加入期間の延長が可能。
（※1）貸家の加入は、転勤等のやむを得ない事情でそれまで住んでいた建物が空家になるため一時的に第三者に貸している場合や両親宅を相続したがすぐに入居できないため第三者に貸している場合等に限る。「業として貸している建物」は加入できない（例・一棟のアパートやマンションを所有し、ひろく一般に貸し出している・貸すことを目的に取得した建物・もともと貸家であった建物を相続した等）。
（※2）空家は、組合員所有の専用住宅で、転勤、出張、売り家とするために一時的に空家とする場合は加入できる。なお、近い将来居住または売却予定であること、月一回以上の見回り、点検ができることが条件となり、申込時に「空家の申立書」の提出が必要。事前に承認が必要なため、詳しくは国公共済会へお問い合わせください。空家に残した家財は、相当程度の量があり、かつ国公共済会が適当と認める場合に限り加入できる。
（※）別荘は加入できない。セカンドハウスは加入できる。
別荘とは … 日常生活に利用しない家屋のうち、避暑避寒等、専ら保養のために利用する家屋。
セカンドハウスとは … 遠距離通勤者が職場の近くに平日勤務するために所有する家屋や、週末を家族と過ごすために郊外に所有する、居住の用に供する家屋。

借家（公務員宿舎・寮など含む）の場合

P.15「借家の場合」欄をご参照ください。

3. 質権の設定

金融機関などから融資を受けて、住宅を新築・購入する場合、火災共済に質権を設定できます。加入申込書または加入証書と、「質権設定承認請求書」をご提出ください。

4. 給付種目について

火災等共済金

①火災等とは、火災、消火作業による冠水・破壊、落雷、破裂・爆発(※1)、第三者の車両の衝突、その他の不慮の人為的災害(※2)（1．第三者による建物外部からの物体の落下・飛来、2．同一建物の他人の住居からの水漏れ、3．給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故にともなう漏水、放水、または溢水による水濡れ損害(※3)、4．突発的な第三者の直接加害行為で5万円以上の損害）をいう。

（※1）凍結を原因とするときは同時に水濡れ損害等が生じたときに給付する。
（※2）自然現象をともなうものは除く。
（※3）共済の目的に存在する欠陥または腐蝕、さび、かび、虫害、その他の自然の消耗等に起因する損害は除く。

②火災等による損害には、燃焼機器、暖房機器等の過熱等の破裂または爆発によって生じた当該機器の損害を除く。
③全焼損とは、共済の目的の再調達価額の70%以上を焼失または焼損した場合をいい、損害の程度はそれに満たないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含むものとする。
④部分焼損とは、共済の目的の再調達価額の70%未満を焼失または焼損した場合をいう。
⑤門、塀、垣根、物置、納屋、車庫等のみが火災等によって損害が生じた場合の共済金額は、契約共済金額の10%または実際の損害額のいずれか少ない額とする。
⑥建物の損害は建物加入、家財の損害は家財加入していなければ給付対象とはならない。
⑦風呂釜の空焚きによって生じた風呂釜と浴槽の損害は、建物の契約共済金額の1%または実際の損害額のいずれか少ない額とする。

風水害等共済金

①風水害等とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、長雨、豪雨、雪崩、降雪、降ひょうをいう。
②共済金は建物の損害割合に応じて給付し、家財の損害は計算されない。
③家財のみ加入の場合は、その家財を収容する建物の損害に応じて給付する。
④給付の最高限度は100口で、100口を超える契約も100口として計算する。建物または家財どちらか一方に加入の場合は50口が最高限度となる。

臨時費用共済金

火災等共済金または風水害等共済金が給付される場合に、1事故200万円を限度に共済金額の15%を給付する。

風水害見舞金

風水害等による建物の損害が5千円以上10万円未満の場合は、加入口数に関係なく風水害見舞金を給付する。

風水害見舞金

建物の損害額	見舞金額
5万円以上 10万円未満	10,000円
4万円以上 5万円未満	5,000円
3万円以上 4万円未満	4,000円
2万円以上 3万円未満	3,000円
1万円以上 2万円未満	2,000円
5千円以上 1万円未満	1,000円

地震見舞金

①地震には、津波、火山の噴火、地震による火災を含む。
②組合員本人または同一生計の親族（配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹）が居住する住宅（共済契約の口数算出の基礎となる居住部分に限る）が損害を受けたときに給付基準に基づき給付し、空家、貸家は対象外とする。
③建物の損害区分は自治体発行の住宅（建物）の「罹災証明書」による。
④家財のみ加入の場合も、建物の損害に応じて最高15万円まで給付する。

借家人賠償責任共済（借家や官舎、宿舎で建物加入のとき）

居住する借用住宅が、被共済者（同一生計の親族を含む）の過失による火災等で、貸主に対し法律上の損害賠償責任を負ったとき、1口あたり10万円を限度として損害賠償金の額を給付する。
①借用住宅とは、借用建物のうち共済の目的である家財を収容する戸室（一戸建て含む）をいい、併用住宅においては専ら居住する部分をいう。
②借家人賠償責任共済に加入した場合であっても、風水害等共済金や地震見舞金は家財のみ加入として扱う。

その他の給付

詳細はP.14をご参照ください。

5. 火災共済の対象にならないもの

①営業用に使用している物置、納屋その他の付属建物。②通貨、有価証券、印紙、切手、その他これらに準ずるもの。③貴金属、宝石、宝玉、および貴重品ならびに美術品たる書画、彫刻物、その他のもの。④稿本、設計図、図案、雛形、鋳型、模型、証書、帳簿、その他これらに準ずるもの。⑤営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他のもの。⑥自動車および自動二輪車（総排気量125ccをこえるもの）。⑦家畜、家禽、その他これらに準ずるもの。

6. 次の場合は共済金をお支払いできません

①共済契約者または共済の目的の所有者および共済契約関係者の、故意または故意に近似する重大な過失によって生じた損害（借家人賠償責任共済で給付される場合を除く）。②共済契約者または共済の目的の所有者および共済契約関係者の故意によって生じた損害。③共済金の請求書類の不実記載や証拠を偽造もしくは変造したとき。正当な理由なく検査を妨害したとき。④火災等または風水害等の際に紛失、盗難により生じた損害。⑤戦争、その他の変乱、地震、噴火などによる損害（地震見舞金が給付される場合を除く）。⑥核燃料物質等により生じた損害。⑦共済契約関係者が共済の目的について火災等または風水害等および地震等による損害防止および軽減の義務を怠ったときは、防止または軽減することができた部分にかかる損害は、給付しない。
この他に不給付となる場合がありますので、詳しくは国公共済会規約・規程集をお読みください。国公共済会規約・規程集は組合に備えてあります。

火災共済、セット共済ともに給付請求の時効は事由（事故）発生から3年間です。早めにご請求ください。

国公共済会は、万一の場合、契約どおり支払うべき共済金をお支払いいたします。掛金が安く還元金もある国公共済会に一本化することをおすすめします。

火災共済　給付Q&A

Q. 契約者本人や家族の失火によって焼けた場合でも給付されますか？

失火でも給付されます。ただし、契約者本人や家族による放火、または重過失の場合は給付されず、すでに共済金を受け取っていれば返還していただきます。

Q. 台風で車庫が破損しました。給付はありますか？

付属建物（車庫・物置・納屋）も給付対象です。ただし、営業目的に使用している付属建物や日常の生活で使用しないものは対象外です。

Q. 豪雨による床上浸水で、冷蔵庫やテレビなどの電化製品が使用できなくなりました。使用できなくなった家財について保障されますか？

風水害で床面以上浸水したときの給付は、家財の損害ではなく、床上浸水の程度（水位と面積）に応じて給付します（P.13参照）。

Q. 屋根の上のテレビアンテナと太陽熱温水器の一部が台風で飛ばされてしまったのですが、給付されますか？

被害が上記だけですと、残念ながら給付されません。テレビアンテナも太陽熱温水器も家財扱いとなります。
風水害は建物の損害割合に応じて給付額（見舞金額）が決定されますので、アンテナが倒れたときに屋根瓦など建物に破損が発生したときは、その屋根瓦など建物の損害の程度に応じて給付します。
なお、風水害による雨漏りなどでパソコンが故障したときなども同様の考え方です。故障したパソコンの修理費用は給付されませんが、雨漏りが風水害のために生じた損害によるものであるときは、建物の損害の程度（屋根瓦、外壁、天井、畳など）に応じて給付します。

Q. 賃貸アパート住まいで、台風で窓ガラスが割れましたが、給付対象となりますか？

通常、窓ガラス等の建物部分の損害は貸主が修理するのが基本ですので給付はありません。ただし、借家に住む契約者が賃貸契約書に基づき、自己の費用で修理をした場合には、修理費用共済金の給付対象となります。

Q. 配水管が腐食し、そのため水漏れを起こし畳などが腐りました。

配水（給水）管の腐食や、さび、かび、虫害、自然の消耗、または欠陥に起因する損害には、給付されません。

自動車共済

まかせて安心 充実の補償内容

国公労連のスケールメリットで

掛金 20.0% 割引（2024年10月～2025年9月）

※団体割引率は、契約者全体の共済率に基づき毎年見直され、変動する場合があります。

バイクも加入できます

1. 掛金が割安！
2. 無事故割引　20等級　これまでの等級を引き継ぎます。
3. 全国どこでも、いつでも安心な事故処理
4. 車両共済、人身傷害共済など、充実した補償制度

見積もりを希望する場合は、つぎの書類をメールまたはFAXしてください。

①見積りシート
②車検証のコピー
③自動車検査証記録事項のコピー
④現在加入の保険証券のコピー
⑤満期通知書

お問い合わせは、自動車共済係へ

TEL 03-6807-5710　FAX 03-3580-2885　E-mail kuruma@k-kyosai.jp

年金共済

新規加入 67歳まで可

将来の住宅購入、教育、老後資金などに備えて

ライフプランにあわせて、2つのコースを自由に組み合わせることができます。

年金受取開始年齢は一定期間経過後、自由に決められます

Aコース　月払と半年払（賞与払）を組み合わせた堅実な積立コースです。

Bコース　月払と半年払（賞与払）のほかに一時払があり、余裕の積立ができます。さらに、年金請求時に「退職時一時払」の取扱いができます。

申込みは年に2回 ▶ 春の募集　5月15日まで／秋の募集　11月15日まで

例 35歳から60歳まで

Bコース 毎月 **20,000円**

積み立てると…（積立額6,000,000円）

給付例1　**5年確定年金**　月額約**112,000円**
（年金受取総額約6,720,000円）

給付例2　**20年確定年金**　月額約**30,400円**
（年金受取総額約7,296,000円）

※2025年2月現在　※試算額は変動（増減）します

加入手続きの方法

国公共済会または組合担当者から年金共済リーフレットと加入申込書を受け取り、必要事項を記入・押印後、組合を通して国公共済会にお送りください。

個人賠償責任補償制度

年齢制限なし

傷害補償〔交通事故等限定セット〕

1事故につき

国内無制限 国外1億円の補償

補償期間1月1日から1年間

年間保険料

2,640円
（2025年度）

●組合員が加入すれば家族全員が補償対象
●加入者本人は交通事故死亡・後遺障害補償つき

ご家族全員の日常生活での賠償事故を補償！

条例で義務付けられている自転車保険対応

例 自転車で通行中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
例 アパートで、風呂場の水があふれて、階下の部屋を汚した。
例 買い物中、誤って商品を壊してしまった。

募集時期

毎年10月

年1回の募集です！

※一度お申込みいただければ次年度から自動継続になります。
※年間保険料は損害率によって変動するため、毎年改定される可能性があります。

加入手続きの方法

国公共済会または組合担当者から個人賠償責任補償制度リーフレットと加入申込書を受け取り、必要事項を記入・押印後、国公共済会にお送りください。

加入者限定サービス

電話の際、国公共済会会員である旨をお伝えください。

詳しくは HP をご覧ください。https://www.kyousai.jp/service/

家庭用常備薬等の斡旋事業

家庭薬・健康関連商品を低価格で提供します。

商品を掲載したチラシを年、数回配布します。

無料税金相談

無料相談を利用して、節税にお役立てください。

0120-2020-88

無料登記相談

相続登記、抵当権設定、不動産登記についてご相談ください。

03-3269-9180

HISツアー旅行割引

海外旅行
050-1731-4823
国内旅行
050-1731-4824

斡旋事業

災害用トイレ、非常時備品

048-711-7855

観劇チケット割引

公演の詳細は、各団体のHPをご覧ください。

人形劇団プーク　前進座
文学座　ホリプロ

加入内容について迷ったら…

国公共済会事務局に相談を！

電話：0120-88-9031
FAX：03-3580-2885
メール：info@k-kyosai.jp

携帯からは（03-3580-2881）

無料です！

保険診断（生命・医療）

①必要保障額を算出します。
②民間保険の契約内容を分析します。
③分析をふまえたおすすめプランをご提案します。

申込みはこちら

火災共済お見積り

①加入口数を算出します。
②給付内容の説明をします。
③計算をふまえたおすすめプランをご提案します。

見積りはこちら

加入申込書兼口座振替依頼書記入見本

※黒いボールペンでご記入ください

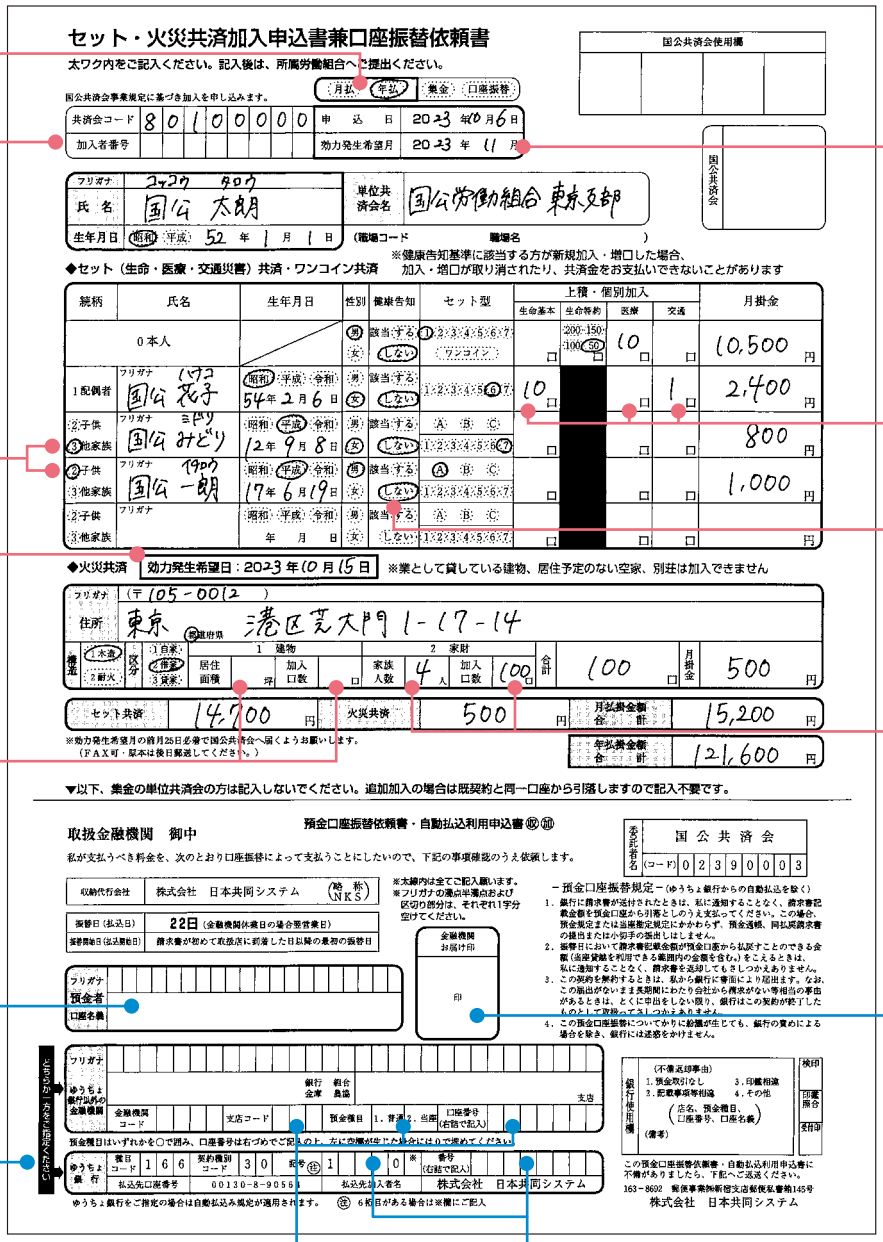

❶ 月払か年払のどちらかに○

❷ 国公共済会へ初めて加入する方は記入しないでください。既加入の方は証書番号の下8ケタを記入してください。

❸ 効力発生希望月は、毎月25日必着で国公共済会へ届くと、翌月1日から加入可能です。

❹ 続柄の「2 子供」とは、扶養している未婚の子で、①0歳～20歳の子、または②25歳未満の在学中の子です。それ以外の同一生計の未婚の子は、「3 他家族」です。

❺ 上積み加入する場合は、この欄に上積み分を記入します。セット型には加入せず、各制度（生命・医療・交通災害）に個別加入する場合も、ここに加入口数を記入します。

❻ **健康告知を必ず確認**してチェックしてください。（P.9）
健康告知基準に該当しないときは「しない」に該当するときは「する」に○をつけてください。

❼ 火災共済にはサービス期間があり、国公共済会到着日の翌日以降を効力発生日に指定できます。入居日や引渡し日など、保障開始の希望日を記入してください。

❽ 建物に加入する場合は、居住面積（坪）と加入口数を明記してください。
借家人賠償希望の方はこの欄に記入してください。
借家の場合、建物のみの加入はできません。

❾ 家財に加入する場合は、家族人数（居住人数）と加入口数を明記してください。
貸家の場合、家財は加入できません。

❿ 預金者口座名義
通帳に表示されている名義全てを記入してください。
フリガナは左づめで記入してください。姓と名の間を1字空けてください。

⓫ 印鑑
金融機関お届け印を鮮明に押印してください。

⓬ どちらかを記入してください。

⓭ ゆうちょ銀行以外の金融機関指定の場合
支店コード　通帳に記載の店番号〔3桁〕を記入してください。
預金種目　普通・当座以外はご利用できません。
口座番号　「右づめ」で記入し、左部分が空欄になる場合、「0」…ゼロを、記入してください。ハイフンは抜いてください。

⓮ ゆうちょ銀行指定の場合
記号　通帳記載のとおり「左づめ」で記入してください。
番号　「右づめ」で記入し、左部分が空欄になる場合、「0」…ゼロを、記入してください。

・口座振替日は毎月22日（休日の場合は翌営業日）です。翌月の掛金を振替えます。
・申込みから口座振替まで2～3ヶ月を要します。
・初回に、効力発生月から当該翌月分まで数カ月分を振替えます。

セット・火災共済加入申込書兼口座振替依頼書

太ワク内をご記入ください。記入後は、所属労働組合へご提出ください。

国公共済会使用欄			

国公共済会事業規定に基づき加入を申し込みます。

月払　年払　集金　口座振替

共済会コード		申込日	20　年　月　日
加入者番号		効力発生希望月	20　年　月

国公共済会

フリガナ		単位共済会名	
氏名			
生年月日	昭和　平成　年　月　日	（職場コード　職場名　）	

※健康告知基準に該当する方が新規加入・増口した場合、加入・増口が取り消されたり、共済金をお支払いできないことがあります

◆セット（生命・医療・交通災害）共済・ワンコイン共済

続柄	氏名	生年月日	性別	健康告知	セット型	上積・個別加入 生命基本	生命特約	医療	交通	月掛金
0本人			男 女	該当する しない	1 2 3 4 5 6 7 ワンコイン	口	200 150 100 50 口	口	口	円
1配偶者	フリガナ	昭和 平成 令和 年 月 日	男 女	該当する しない	1 2 3 4 5 6 7	口		口	口	円
2子供 3他家族	フリガナ	昭和 平成 令和 年 月 日	男 女	該当する しない	A B C 1 2 3 4 5 6 7	口		口	口	円
2子供 3他家族	フリガナ	昭和 平成 令和 年 月 日	男 女	該当する しない	A B C 1 2 3 4 5 6 7	口		口	口	円
2子供 3他家族	フリガナ	昭和 平成 令和 年 月 日	男 女	該当する しない	A B C 1 2 3 4 5 6 7	口		口	口	円

◆火災共済

効力発生希望日：20　年　月　日

※業として貸している建物、居住予定のない空家、別荘は加入できません

フリガナ	（〒　）
住所	都道府県

構造	1木造 2耐火	区分	1自家 2借家 3貸家	1 建物				2 家財				合計	口	月掛金	円
				居住面積	坪	加入口数	口	家族人数	人	加入口数	口				

セット共済	円	火災共済	円	月払掛金額合計	円

※効力発生希望月の前月25日必着で国公共済会へ届くようお願いします。
（ＦＡＸ可・原本は後日郵送してください。）

年払掛金額合計	円

▼以下、集金の単位共済会の方は記入しないでください。追加加入の場合は既契約と同一口座から引落しますので記入不要です。

取扱金融機関　御中

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 収 加

私が支払うべき料金を、次のとおり口座振替によって支払うことにしたいので、下記の事項確認のうえ依頼します。

委託者名	国公共済会							
	（コード）	0	2	3	9	0	0	0	3

収納代行会社	株式会社　日本共同システム（略称 NKS）
振替日（払込日）	22日（金融機関休業日の場合翌営業日）
振替開始日（払込開始日）	請求書が初めて取扱店に到着した日以降の最初の振替日

※太線内は全てご記入願います。
※フリガナの濁点半濁点および区切り部分は、それぞれ1字分空けてください。

金融機関お届け印
印

フリガナ	
預金者口座名義	

－預金口座振替規定－（ゆうちょ銀行からの自動払込を除く）

1．銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2．振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3．この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4．この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

どちらか一方をご指定ください

フリガナ			
ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行　組合 金庫　農協	支店	
金融機関コード	支店コード	預金種目	1．普通　2．当座
口座番号（右詰で記入）			

預金種目はいずれかを○で囲み、口座番号は右づめでご記入の上、左に空欄が生じた場合には0で埋めてください。

ゆうちょ銀行	種目コード	1 6 6	契約種別コード	3 0	記号 注	1　0 ※	番号（右詰で記入）	
	払込先口座番号	00130-8-90564	払込先加入者名	株式会社　日本共同システム				

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。　注 6桁目がある場合は※欄にご記入

銀行使用欄	（不備返却事由）1．預金取引なし　3．印鑑相違　2．記載事項等相違　4．その他（店名、預金種目、口座番号、口座名義）（備考）	検印	印鑑照合	受付印

この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記へご返送ください。

163－8692　郵便事業㈱新宿支店郵便私書箱145号
株式会社　日本共同システム

加入するには

P.22の加入申込書を組合の担当者へ渡してください。※ご加入の前に、次の内容を必ずご確認ください。

申込時の注意事項

①加入資格……国公労連の組合員
②共済期間……毎年7月1日～翌年6月30日
③申込締切……毎月25日国公共済会必着（土日祝日の場合は翌日）
④効力発生日……申込の翌月1日午前0時
⑤掛金の支払方法……掛金は前納制です。年払または月払。組合での集金または口座振替。口座振替日は、毎月22日（金融機関休業日は翌営業日）に翌月の掛金を振替します。口座振替で月額1,000円以下の場合は、できる限り年払にしてください。詳しくは所属組合にお問い合わせください。
⑥国公共済会の掛金は、年末調整の保険料控除の対象になりませんので、控除証明書は発行していません（年金共済を除く）。

個人共済（生命・医療・交通災害）の注意事項

①健康告知基準に該当している方は加入できません（交通災害を除く）。P.9の「健康告知基準」を必ずご確認ください。
②年度途中での変更等……年度途中の加入はできます。年度途中の解約・増口・減口はできません。
③毎年、継続手続き時に年1回の見直し（加入・解約・増口・減口）ができます。
④配偶者・子（交通災害はその他家族も）は、組合員本人の加入口数を超えて加入できません。

火災共済の注意事項

①サービス期間……申込書を国公共済会が受け付けた日の翌日の午前0時から月末まで掛金不要で保障します（毎月申込締切日翌日から月末までの受け付けは、翌月2日午前0時から月末まで）。
②年度途中でも加入・解約・増口・減口ができます。
③年度途中で解約・減口した契約の未経過掛金は月割で返金します。

組合から国公共済会へ「加入申込書」の送付
※急ぎの場合は、FAX後「○月○日FAX済」と記入して原本を郵送します。

▼

国公共済会から組合へ「加入証書」の送付
※加入月（効力発生月）の15日頃に郵送します。

▼

国公共済会から組合へ「継続手続きのお知らせ」を送付
※毎年4月上旬に組合に発送します。

個人情報の取扱について
●国公共済会では、個人情報の保護について、当運営委員会で決定された「個人情報保護要綱」に基づき、加入者のみなさんの情報について適正な管理と保護に努めていきます。●国公共済会がお預かりしている個人情報については、国公共済会の事業以外に使用することはありません。●国公共済会がお預かりしている個人情報の開示、訂正、利用停止等の申出は、国公共済会にご連絡ください。

組合連絡先

Since1991
国公共済会
0120-88-9031
携帯からは 03-3580-2881 FAX 03-3580-2885
東京都港区西新橋1-17-14　西新橋エクセルアネックス4F